

## 静岡県地域年金事業運営調整会議運営細則

### 1. 所掌事務について

#### (1) 地域年金展開事業について

- ① 地方自治体、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む）、社会福祉施設、自治体（町内会を含む）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施状況を報告し、事業推進についてご意見、ご助言をいただく。
- ② 年金制度の普及・啓発のためエッセイ募集等の取組みについてご意見、ご助言をいただく。
- ③ その他、年金事務所が必要と認める事項についてご意見、ご助言をいただく。

#### (2) その他

- ① 地域年金展開事業の目的の一つである「国民年金保険料の納付率向上」について、事業実施状況を報告し、業務実績の向上に関するご意見・ご助言をいただく。
- ② お客様に対するサービス提供状況やお客様満足度アンケートの結果、お客様の声等の状況を報告し、今後のサービス提供の向上に関するご意見・ご助言をいただく。

### 2. 組織について

#### (1) 推薦の依頼先について

日本年金機構静岡年金事務所長は、関係機関（団体）に対して、委員の推薦を依頼し、適任と認められる者を選定すること。

- ① 東海北陸厚生局が推薦する者→東海北陸厚生局に依頼
- ② 静岡県教育委員会が推薦する者→静岡県教育委員会に依頼
- ③ 静岡県の市町の代表が推薦する者→静岡市役所に依頼
- ④ 年金委員（職域型）を代表する者→静岡県社会保険委員会連合会に依頼
- ⑤ 全国健康保険協会が推薦する者→全国健康保険協会静岡支部に依頼
- ⑥ 静岡県社会保険労務士会が推薦する者→静岡県社会保険労務士会に依頼
- ⑦ 静岡県社会保険協会が推薦する者→静岡県社会保険協会に依頼
- ⑧ 静岡県年金協会連合会が推薦する者→静岡県年金協会連合会に依頼
- ⑨ 学識経験者

### 3. 委嘱状の交付について

日本年金機構静岡年金事務所長名で委嘱状を交付する。

#### 4. 日本年金機構の会議出席者及び開催場所について

##### (1) 会議出席者

- ① 静岡年金事務所の所長、副所長（総務担当）及び地域調整課長は、必ず調整会議に出席する。
- ② 静岡年金事務所の所長が必要と認める場合は、県内の年金事務所または事務センターの職員を指名して、会議に出席させることができる。

##### (2) 開催場所

原則として、調整会議の開催場所は静岡市内において開催する。

#### 5. 調整会議の開催月について

原則として2月開催とし、それ以外に開催の必要が生じた場合には随時開催する。

#### 6. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録または議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録または議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

#### 7. その他

調整会議において提起された意見・要望等については、原則として次回の調整会議までに整理し、その対応結果を報告すること。